

こうちカーボンニュートラル推進フォーラム等開催委託業務のプロポーザルに関する
企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類の規格及び提出部数を次表に示します。

提出書類の名称	規格	提出部数
(1)表紙	A4	正本1部、副本7部
(2)本業務実施の考え方・手法	A4	
(3)企画書 ※フォーラムの副題を考案すること。また副題には「協働の森」という文言を必ず入れること。 ※基調講演の講演者については、森又は木との関係に関する話題を有する者であること。なお、「持続可能な開発目標(SDGs)」及び「2050年カーボンニュートラル」に対する見解を簡潔にまとめた資料(既存の講演要旨等で可)を添付すること。また、審査委員会又は、候補者として県と行う交渉の中で、講演者の見解がフォーラムの趣旨に馴染まない旨の指摘があったときの対応を記載すること。 ※詳細は「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム等開催委託業務仕様書」を参照	A4 又は A3	
(4)会場及び設営物イメージ図		
(5)広告物イメージ図及び広報計画		
(6)実施体制図及び人員配置計画		
(7)警備及び緊急時対応計画		
(8)実施スケジュール ※契約から業務完了までのスケジュール		
(9)経費見積書 ※フォーラム等の運営、開催に係る経費	A4	
(10)実績の分かる参考資料 ※広告物等過去に作成したものが分かるもの		

2 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

3 提出期限

令和5年6月23日(金)午後5時(必着)

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することが出来ませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番 52 号
高知県 林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当
TEL:088-821-4586 E-mail:030101@ken.pref.kochi.lg.jp

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1)事業の目的

協働の森づくり事業及び高知県地球温暖化防止県民会議の目的や企業・自治体等の様々な活動内容を多くの方に知っていただくとともに、持続可能な社会づくりに向けて国連サミットで策定され、現在、世界規模で取り組まれている「持続可能な開発目標(SDGs)」及び2050カーボンニュートラルにおける企業・自治体等の活動が果たす役割について考える機会とする。

また今後、協働の森づくり事業をはじめとする地球温暖化防止のため活動に取り組んでいただける新たな企業・自治体等の発掘に繋げる。

(2)事業の要件

ア こうちカーボンニュートラル推進フォーラム及び懇親会開催日時・場所等

a 開催日:令和5年10月20日(金)の日程で開催すること。

b フォーラムの開催

時 間:午後1時～午後5時(予定)

場 所:高知県立県民文化ホール(グリーンホール、控室8～10)

c 懇親会の開催

時 間:午後6時～午後8時(予定)

場 所:三翠園

d フォーラム出席者

i 協働の森づくり事業関係者(企業、市町村、森林組合等)130名(予定)

ii 高知県地球温暖化防止県民会議関係者(企業・自治体等)50名

iii 県内企業者(約35名)及び一般参加者(約35名)70名(目標)

イ 協働の森バスツアーの開催日時等

a 開催日:令和5年10月21日(土)の日程で開催すること。

b 開催時間:午前9時頃に高知駅を出発し、午後3～4時頃までに高知駅に帰着

c 参加人数:20名(協働の森づくり事業パートナー企業及び県内企業・団体、その他企業等)

(3)特に提案を求めるポイント

ア こうちカーボンニュートラル推進フォーラムの運営及び開催

a 企業のCSR活動の周知や森林環境に関する理解と関心を深めるための情報発信を行うこと。

- b パネル展示等により、協働の森づくり事業に協賛いただく企業及び高知県地球温暖化防止県民会議の皆様の取組を、知っていただく機会とすること。
- c 協働の森づくり事業とSDGs等について分かりやすい内容であること。

イ 協働の森バスツアーの運営及び開催

- a 森林整備の現場等の視察や高知の自然を体感することにより、協働の森づくり事業に取り組む意義や森林保全への理解・関心を深めていただく機会とすること。

〈バスツアー事例〉協定森林(森林整備作業中の現場)、牧野植物園、横倉山、
牧野公園

7 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 企画提案は1者1案までとします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合は無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの。
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの。